

○財務省告示第百十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年三月二十一日に発行した割引短期国
債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百五十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札

四 発行方法
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十一 一 発 行 価 格	日	九 八 振 替 単 位	最 低 額 面 金	行	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 行	札 発 行 争	価 格 競 争	七 イ 払 込 金 額	行	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 行	札 発 行 争	価 格 競 争	六 イ 発 行 額	行	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場
	平成二十五年三月二十一日	千円							二十万	二千	八千	十兆	二千三百四十五億八千六百九十六						三兆	億九千万	九千	二百三十四億六千						各限額の範囲内において各申	

平 成 二 十 五 年 三 月 二 十 一 日

す の 振 替 法 規 定 に よ る 最 低 額 面 金 と

の 記 載 又 は 記 録 は 、

の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金 と

千 円

二十 万

二 千

八 千

十 兆

二 千 三 百 四 十 五 億 八 千 六 百 九 十 六

三 兆

億 九 千 万

九 千

二 百 三 十 四 億 六 千

各 限 額 の 范 圍 内 に お い て 各 申

各 限 額 の 范 圍 内 に お い て 各 申

十六	十五	十四	十三									イ	
払込 期日	者入 札所 参加	場元 所金 支払	償還 金額			償還 期限	行争 入札 発競	非 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入札 発行 競争	
平成 二十 五年 三月 二十 一日	財務 大臣 から 通知 を受け た者	日本 銀行	額面 金額 百円 につき 百円	償還 金を 支払 う。	当た ると きは 、そ の翌 営業 日に	た だし 、償 還期 が銀 行休 業日 に	平 成二 十六 年三 月二 十日				十 五 銭 九 厘	額面 金額 百円 につ き九 十九 円九	十 五 銭 五 厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応